

第3章 不均一課税の可能性 固定資産税と法人課税のあり方

関 口 浩

(法政大学社会学部教授)

はじめに

主力の税源は既に現行税法で取り尽くされているともいえるが、地方分権が推進される中で、法定外税の制定などにより各地方団体がわずかながらも税源を確保しようと努力している。さまざまな枠のある中で、過去から現在に至るまで、超過課税や不均一課税を利用することにより、税収の確保を図る途も存在している。

本稿では、まず不均一課税や超過課税について概観した後、主として固定資産税を中心に不均一課税がどのように実施されてきたかをみる。そのうえで、神奈川県税制等に示唆するものがあるかを探る。

1 不均一課税の規定と解釈

不均一課税とは、特定の場合に一定の範囲に限り条例によって一般の税率とは異なる税率で課税することとされ、その根拠規定は地方税法第6条および第7条にあるとされている。

(1) 公益等による課税免除

まず、地方税法第6条では公益等に因る課税免除および不均一課税が規定されている。その第1項では、「地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。」と課税免除を規定している。

この公益等に因る課税免除を考察すると、「課税免除」とは一般には法令上課税されるものについて一定の要件に該当する場合に課税しないこととされているが、ここでは地方団体が条例により非課税を定めているものと解されている。こうした解釈の背景には、地方税法による非課税措置が存在しており、通常は法律により地方団体の課税権を奪っているものとみられる。けれども、ここでは地方自治の観点から、地方自治法を根拠として地方団体が条例により自ら非課税を定めているものとみることができるとされるのである。そして、「公益上その他の事由」については、公益上の事由および公益に準ずる事由と解され、産業政策目的、社会政策目的、あるいは負担の均衡等から課税除外や不均一課税がなされており、公益上等の必要性の判定は個別的に判定することを法は予想していると解すべきとされている¹。これは、課税対象に対して課税をしないかもしくは不均一に課税することにより直接公益を増進し、また課税することにより直接公益を阻害するというように解されている²。

(2) 公益等による不均一課税と利益に基づく不均一課税

また、地方税法第6条第2項には「地方団体は、公益その他の事由により必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。」と不均一課税を規定している。不均一課税は冒頭のように一般に定義されるが、ここでは公益上その他の事由で何らかの税負担を

¹ 清永敬次[8]29頁を参照。

² 昭和27年10月24日の行政実例による。

課されるものの中でその税負担に差を生じさせる意味であると解されている³。

さらに地方税法第7条で「地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、またはその一部に課税することができる。」と、受益に因る不均一課税および一部課税が規定されている。これは地方税原則としてしばしば掲げられるように、地方税には応益性を考慮する場合が適當の場合が多いからとされており、「その一部」とは、地方団体の地域的な一部と解され、地方団体の一部に特に利益がある事件に対しては負担を加重する規定であるとされている。このため第6条を、第7条が負担過重規定であるのに対して、負担軽減規定と見るのが合理的であると解されている。また、地方税は本来的には地方税法の原則規定に従い画一的租税を取るべきであるものの、社会政策的ないし経済政策的等各種の政策目的から、地方団体の特殊事情を考慮して何らかの特別の規定を設けないと公益上好ましからざる事態が生じるために、特別の場合に租税の軽減を図る形で不均一課税をするのが第6条の規定であると論じるものもある⁴。このように、第6条第2項は、ある一部のものに対して通常の税率より高い税率を適用して課税することはできないと解されている⁵。

(3) 不均一課税と使用料・手数料の関係

「受益による不均一課税」については、特定の地域の者が特にその行政サービスを受受するときその利益に応じた対価を支払うことが適當であるとする対価支払説での説明が妥当であると碓井光明教授は論じている⁶。そして、現行法第7条の源泉ともいえる昭和15年地方税法第14条の解釈が、利益を受ける地方団体の一部の者にその費用を負担させて利益を受けていないものとの間に差を設けた費用負担をさせることも不当でないとしており、費用がかかっていない以上は受益による不均一課税はできないと解せる費用負担説を沿革的には出発点にしていたのではないかとしている。

しかし現行法は、使用料・手数料が現実のサービス利用に基づき徴収するのに対して、不均一課税は「いつでも利用しうる状態におかれていることに対する対価」の支払いと考えられ、地方団体に寄付され、その管理を地域で無償で行っており費用がかかっていないような場合であっても、その行政サービスを特に受ける者に対して対価の支払いを求められる対価支払説で説明するのが妥当であるとしている⁷。

2 不均一課税と超過課税

超過課税は、地方税法で標準税率が定められている税目について、その標準税率を超える税率(超過税率)を条例で定めて課税することであり、地方税法第1条第1項第5号に規定された標準税率に関連して、「その財政上その他の必要があると認める場合において」適

³ 清永敬次[8]を参照。

⁴ 北野弘久[9]を参照。

⁵ 清永敬次[8]28頁を参照。なお実務的には、政策的に見合っていれば不均一課税が望ましいものの、均一課税の要件設定が難しい場合は減免で対応するとされている。

⁶ 碓井光明[5]を参照。

⁷ 金澤史男[7]を参照。昭和15年の税制改革により、市町村戸数割にかわり市町村税が創設されたが、賦課制限が設けられて戸数割の弊害を除去する試みがみられたものの、負担分任の精神を保持する方針により必要な支出額を住民に賦課する方式がとられていたとされる。丸山高満[18]342頁を参照。ここでも費用負担説的傾向が見て取れる。治水事業や教育のように受益と負担が見えやすいと受益者の合意を得られるところに課税していくことをしていた。

用されるものとされている。

超過課税のあり方については、地方団体が課税自主権の活用により税収を確保することを企図しており、必要に応じて活用すべきものであるが、緊急性、税負担の程度を納税者に周知の上、理解と協力を得るようにする必要が指摘されている。また超過課税をするからには通常以上の税負担を納税者に求めることになるため、財政運営全般を見直し、特に歳出削減を合理的に図る必要があるといえる。かつて、超過課税は財政上の特別の必要がある場合に限って行うべきとされていた。しかし単に財源的に苦しいということでは特別の必要があるとはいえず、他の一般の団体と比較して何らかの行政サービスの上積みが必要とするとされている。

超過課税は、昭和 20 年代末期の戦後の地方財政危機第 1 期⁸といわれた時期から財政再建が軌道に乗ろうとしていた昭和 32 年度に道府県民税で 7 県、不動産取得税で 8 県、固定資産税で 1,012 市町村で実施されていた。その後地方財政が好転してきて昭和 39 年度には採用団体は皆無となった。そして昭和 44 年 2 月には自治省税務局長から、「財政運営の合理化をいっそう図り超過課税をできる限りしない旨」の通知が出されたりしていた。その後、昭和 48 年の第 1 次石油危機に伴う地方財政危機により、法人関係税を中心に超過課税が増加してきた。平成 16 年度決算で超過課税の規模をみると、道府県税で 1,993.1 億円、市町村税で 2,820.6 億円、合計で 4,813.7 億円の税収をもたらしている。そして具体的には、表 1 の全国における法人県民税・法人事業税の超過課税の実施状況にみられるような実施目的が掲げられ、実施事業年度等が設けられている。

また、この超過課税と前述の不均一課税を組み合わせたものを不均一超過課税というが、これは地方税法に不均一超過課税を認めないとする規定はないことから、超過課税を規定した地方税法第 1 条第 1 項第 5 号と、不均一課税を規定した地方税法第 6 条第 2 項と第 7 条を根拠規定とされている。そして、地方税法に基づく超過課税は、納税者の一部にのみ高い税率を設定する手法は許容されないとされる。

この不均一超過課税の事例としては、昭和 40 年代末から 50 年代初めにかけて都市団体で実施された法人事業税と法人住民税のそれが典型的なものであった。これは 都市の「集積の利益」として情報収集の便、社会資本設備の利用による生産コストの引下げがとりわけ大企業に利益を与えていること、法人の支払能力は個人より高いものの、法人の実質税負担率は大法人ほど低いこと等を理由にしている。実際に採用した東京都と大阪府の具体例をみると、東京都では都条例で、法人事業税については普通法人の所得区分を地方税法上のままとして、各階層の税率を制限税率いっぱいまで超過課税している。その上で、中小法人等に対してはその超過課税した各階層の税率を、不均一課税として、標準税率と一致するように倍率を乗じて調整した。また、大阪府で実施された法人事業税は不均一超過課税が臨時的性格であることを強調することもあり、府条例の本則ではなく附則に定められていた。ここでは普通法人の各階層の税率を制限税率いっぱいまで超過課税している。そして、中小法人等に対しては前述の超過課税により算定した税額から一定割合を乗じて算定した額を税額控除する形で不均一課税がなされることを附則で規定していた。この税額控除により、中小法人等は標準税率による税負担と同額を支払うことになった。この手法は法人府民税にも適用された。このような税額控除による不均一課税は、特定の

⁸ 佐藤進・関口浩「財政学入門 [改訂 6 版]」(同文館、平成 18 年) 261 頁及び佐藤進論文による。

場合に一定の範囲に限り条例によって一般の税率とは異なる税率で課税するとされる一般的な不均一課税と手法が異なるものの、法文上、不均一課税については適用する税率を異にする手法だけに限定しておらず、税額控除等を一定の範囲のものに認めることにより税負担に軽重をもたらすことによる不均一課税を排除することにならないとされている⁹。

3 固定資産税の不均一課税

(1) 固定資産税の不均一課税に関する過去の推移

超過課税をする場合に不均一課税を併用する場合、税目によってはその性格により不均一課税になじまないものがあるため、慎重な検討が必要であるとする指摘が存在する。この考え方をとる者が、その最たるものとしているのは固定資産税である。実際に、固定資産税について不均一課税を実施している市町村を、資料が入手できる限りでみると、昭和35年度に超過課税実施の547市中9市、2,962町村中8町村であり、昭和41年度には259市中1市、2,807町村中1町村となり、昭和45年度には560市中10市、2,702町村中8町村であり、多いとはいえなく、また年度によっても変動がみられるが、それなりに固定資産税の不均一超過課税を実施していたことが伺える。

このような中、都市財政の逼迫を打開すべく東京都新財源構想研究会が設けられた。この研究会で固定資産税についての検討も行われた。昭和48年1月の第1次報告では、固定資産税は国により画一的に税率を設定されるのになじまない性格を有しており、面積や用途なども考慮しながら個人用土地の税率は引下げ、法人土地については税率を引き上げるとの提案を行った。さらに昭和51年8月の第5次報告では事業用資産の不均一課税の提案に踏み込んだ。そして同年10月27日に東京都は、事業用の3資産に1.7%の超過課税を行い、中小企業には不均一課税により標準税率に据え置くという固定資産税の不均一超過課税を「行財政3ヵ年計画」の中で発表した。

(2) 自治省の「固定資産税における不均一な課税について」

このような東京都の動向に対して、自治省は「固定資産税における不均一な課税について」(自治税務局長通達・行実昭和51年5月26日自治固第48号)を出した。これは次の3点を指摘することにより、固定資産税の不均一課税および超過課税は地方税法が予定しているところではないので行うべきではないと主張するものであった。

まず、固定資産税は物税であるという基本的性格からして、固定資産の所有者、種類、課税標準等のいかに問わず、その税率はすべての固定資産を通じて一律でなければならぬと考えられる。また 特定の固定資産に対して他の固定資産と異なる税負担をさせることは第6条第2項から可能であるが、物税としての基本的性格を前提として法制度が組み立てられており、不均一課税はその建前を逸脱するものとして許されないものとしている。そして 個人・法人といった固定資産の所有者の区分、課税標準額の大小、固定資産の種類別または用途別により税負担の差を設ける措置は法の予定するところではなく行うべきでないというものであった。物税の側面を強力に押し出して固定資産税をみた場合には肯けるのであるが、固定資産税の不均一課税にかなり否定的見解を並べられていた¹⁰。

⁹ 清永敬次[8]24頁を参照。

¹⁰ 浅野大三郎[1]90頁を参照。

(3) 固定資産税の課税のあり方と人税化の主張

現行の固定資産税は物税としての側面からみた場合、人的配慮は基本的に行わない税といえ、課税標準や税率に画一的な課税の仕組みが規定されることとなる。しかし、固定資産税の収益税的財産税という別の性格の収益に着目した場合、生存的財産に対する課税と資本的財産等に対する課税は区別される必要性が主張できる。

北野弘久教授は、不動産業者の棚卸資産としての土地や一般企業が買い占めた遊休土地は投機的財産であり、企業の事業用土地は資本的財産であり、庶民の有する生存的財産とは、憲法の応能負担原則から異なった課税の仕組みが適用されるべきであると固定資産税の人税化をかなり強く主張している。そして、固定資産税の負担配分を応能負担で突き進めると超過累進税率の採用も考えられ、評価基準も画一的にする必要はないということにも極端な主張を展開している。これに対して、米原淳七郎教授は、今日では土地のみが資産とはいいがたく、資産をベースとした応能課税は富裕税で課税し、固定資産税のような土地保有税は本来的には土地利用者に課すべきものであるとしている。そして、固定資産税の課税標準として面積、地価、年々の収益のうち、土地が生み出す年々の収益に基づき課税するのが現実として選択されるべきものと論じ、応能課税できない不動産税に人税的要素を取り入れることには懸念を表明している¹¹。また、宮本憲一教授は、交換価値を目的とした事業用資産と使用価値を目的とした生活用資産とは不均一課税をした方が公正であると論じている¹²。このように固定資産税の課税のあり方には力点の異なった様々な見解があるが、それらを総合すると、固定資産の所有者、用途、面積等といった所有実態により類型化して、それに即して課税の仕組み(評価基準・税率)を構築すべきであるということになる。

なお、前述の自治税務局長通達「固定資産税における不均一な課税について」が出された後、固定資産税の超過課税実施市町村中、不均一課税併用の市町村は昭和 51 年度以降をみると、皆無になっている。これはこの通達により皆無になったというよりも、石油危機により第 3 期の地方財政危機に見舞われ、地方税収入減と共に補助金削減により過酷な状態に追いやられた地方団体にとっては、超過課税は実施したとしても負担軽減となる不均一課税をする余地がなかったためと考えられる。

(4) 減収補填制度と不均一課税

固定資産税の不均一課税は、地方交付税制度に組み込まれた減収補填制度との関係においてもみることができる。減収補填制度とは、地域振興や財政力の平準化等を図るために、企業や一定の施設等を誘導すべく地方税の課税免除や不均一課税を行った場合、その減収分を例外的に地方交付税で補填しようとする制度である。つまり、一定規模以上の工業生産設備等を新增設したものに対して地方税の課税免除や不均一課税を行った際に、その減収分を基準財政収入額から控除して、普通交付税で補填するというものである。そして、この制度は そのような企業誘致が地域振興に資するものであり、それにより 将来の税源の涵養になることを条件にした例外的な措置とされて今日まで存続されている。そして、この制度に関連する根拠法は 23 法律にのぼり、平成 17 年度の減収補填額は 183 億円となっている。

¹¹ 米原淳七郎[20]148 及び 158 頁を参照。

¹² 宮本憲一[19]159 頁を参照。

この減収補填制度については地方自治の観点からは好ましいものとはいえない。本来、地方団体の特殊事情に基づいて各団体が任意に適用する課税免除や不均一課税については、地方団体間での基準財政収入額の算定の公平を保つ立場からは、減収分の補填をしないのが当然である。しかし地域間の経済格差が顕然として存在し、それが地方団体の財政力格差に帰結する現状を考えた場合、経済格差を縮小すべく地域振興を図るという国策に基づく個別立法措置も完全には否定しがたい向きもある。過疎地域等の低開発地域は、地域の経済力がなく、それが地方団体の財政力の弱さに直結していることは明らかであり、企業や一定の施設等を誘導することにより、地域振興を図り、ひいては財政力の平準化等を図ることが不可欠だからである。しかし、その最終目的に必ず到達できるか否かはこれまでのわが国の地域開発の帰結を回顧した場合に大いには疑問の残るところであるが、このような壮大な目的にいたるためのものとされている。このような制度が統計に登場するのは図1および図4にあるように、昭和39年度からである。

まず図3から、近年の道府県税での減収補填の状況をみると、事業税は、基準財政収入額からの控除額(課税免除もしくは不均一課税による減収分)の事業税全体に占める割合はわずか0.2%に過ぎないことがわかる。そして、不動産取得税が最も道府県税ではこの措置が貢献しており、1%台で推移していることが見て取れる。また、市町村税については市町村民税所得割と固定資産税がその対象とされているが、固定資産税についてみると、全国平均では税収の主力とされる土地の固定資産税についてのこの制度の貢献度は、基準財政収入額からの控除額(課税免除もしくは不均一課税による減収分)の固定資産税の土地分全体に占める割合でみると、限りなく0%に近く、ほとんど意味を持たないともいえる。これに対して、過疎地域等で固定資産税の主力となることが比較的多い償却資産分をみると、基準財政収入額からの控除額(課税免除もしくは不均一課税による減収分)の固定資産税の償却資産分全体に占める割合が1%弱で推移しており、固定資産税の中では最も貢献していることが知られる。

図1から図3をみると、減収分の補填がされる道府県税合計額でみると、昭和40年代中ごろから50年代初めにかけて0.2%台を超えており、昭和50年度のように0.5%に近づいたこともあった。また、大きく揺れ動いているのは不動産取得税で、昭和40年代初頭には基準財政収入額からの控除額(課税免除もしくは不均一課税による減収分)の不動産取得税全体に占める割合は1%前後で推移していた。その後、その割合は0.2%台に落ち込むが、バブル経済のころから1%弱で推移し、平成5、6年度のころは2%に近づいている。また市町村税としての固定資産税について、図4から図6でみると、基準財政収入額からの控除額(課税免除もしくは不均一課税による減収分)の固定資産税の土地分全体に占める割合をみると、昭和39年度から一貫して限りなく0%に近いことが読み取れる。これに対して償却資産が昭和40年代から50年代初頭にかけて1%台で推移しており、一時落ち込むものの、昭和55年度あたりから1%に足りないくらいで推移している。

この制度を採用する団体はこの長い期間で固定しておらず変動もみられるので、全体像のみを分析した本稿では、この減収補填制度を採用した個々の団体にどのような財政的な効果を及ぼしたかについては論ずることは難しいが、まったく貢献がないとはいえないようである。けれどもその効果は全体としてみた場合、小さいものであるといえ、この制度により所期の目的である将来の財源が涵養できたかについてはあまり肯定的な回答をすることが難しいように思われる。

4 固定資産税の不均一課税の可能性

固定資産税の不均一超過課税を擁護する見解は、昭和48年度の住宅用地の課税標準を価格の2分の1の額とする特例や昭和49年度の200㎡以下の住宅用地に価格の4分の1の額とする措置が固定資産税に人税の要素を取り入れたものであり、物税として押し通そうとする「固定資産税における不均一な課税について」(自治税務局長通達・行実昭和51年5月26日自治固第48号)の通達は、矛盾をもたらすものであると指摘している。これに対して、地方税法は固定資産税を物税として体系づけており(物税的構成)、この例外を設けるには法律によらなければならないとする評価もあり、この見解に基づくと、昭和48・49年度の住宅用地の特例という地方税法改正は、固定資産税の不均一課税や超過課税の条例による導入の正当な根拠とは考えられず、また条例で地方税法における固定資産税の物税的構成を修正することはできないとする指摘もある¹³。そして結局は、不均一超過課税による負担の増減、執行上の公平の確保、国や他の地方団体の税収への影響、租税負担に伴う住民等の移動等の情報を住民に示した後に住民が決定すべきであるとする。

固定資産税が物税という側面を考えると、積極的に不均一課税をすることがなじむとはいえないが、不均一課税を検討する余地はある。仮に不均一に課税する場合、税率の差別ではなく、課税標準の認定に対して差別化することが考えられる。つまり事業用資産は市場価格の実勢に応じた課税をし、居住用資産に永続的居住の条件を付しての軽課という措置が考えられる。そして、固定資産税を人税化するという見解については、国税・地方税を通ずる税源配分の基本に関わる問題となる。また、土地課税に際して、個人土地課税軽課税・法人土地課税重課は誤った結果を招くことがある。むしろ投機的資産重課、不労所得重課の観点からこれを個人、法人に等しく適用すべきである。

また、先にみたように、立ち遅れている地域の経済力をつけるために地域振興をし、ひいては財政力を向上させるという中長期観点から、不均一課税を活用するという方法も考えられる。しかし、地方交付税に組み込まれた現行の減収補填制度をそのまま維持し続けることは、むしろ、このような国の制度に依存することにより、当座の財源不足の一時しのぎをするという悪癖を生み出すことが考えられる。将来の税収確保のために、低開発地域で不均一課税を活用することには首肯できるが、このような地域振興策を地方交付税で措置すべきではないと考える。経済的に立ち遅れている地域が将来の税源を涵養すべく当面、不均一課税により企業誘致等を行う場合、まず地域の経済力を根付かせることが先決である。なかなか難しいことではあるが、この方向性を地方の自立性を維持しながら、現状では財源が不足しているのは事実であることから、当面、国が支える仕組みを考える必要がある。

おわりに

今回の報告では、過疎地域等の財政力が低い地域で固定資産税の不均一課税を活用して中長期的観点から、税源の涵養を図る研究の道の入り口にたどり着けた。しかし、神奈川県のようにかなり財政力のある地方団体では、この途はあまり魅力的なものではなかった。しかし、神奈川県下の市町村の中には、この道を検討するに値するところも存在している。そのような観点から、さらに検討を加えたい。

¹³ 首藤重幸[15]62頁を参照。裁判段階で違法であると判定することは困難であるとする考え方もあるとする。

参考文献

- [1]浅野大三郎『地方税「総論」』ぎょうせい、昭和 52 年。
- [2]池宮城秀正「弱小町村の財政を保障する交付税改革を」『都市問題』第 98 巻第 2 号、東京市政調査会、平成 19 年。
- [3]石原信雄『地方財政調整制度論』ぎょうせい、昭和 59 年。
- [4]石原信雄『新地方財政調整制度論』ぎょうせい、平成 12 年。
- [5]碓井光明「地方税における受益による不均一課税の可能性」『地方税』第 56 巻第 6 号 地方財務協会、平成 17 年。
- [6]遠藤安彦『地方交付税』ぎょうせい、昭和 52 年。
- [7]金澤史男「地方新税の動向と地方環境税の可能性」『地方税』第 58 巻第 4 号、地方財務協会、平成 19 年。
- [8]清永敬次「地方団体の不均一超過課税と法律上の問題点」『ジュリスト』第 667 号、有斐閣、昭和 53 年。
- [9]北野弘久「自治体の課税権と不均一課税」『現代憲法の基本問題』(有倉遼吉先生還暦記念刊行委員会編)、早稲田大学出版部、昭和 49 年。
- [10]桜井良治『分権的土地政策と財政』ぎょうせい、平成 9 年。
- [11]桜井良治『日本の土地税制』税務経理協会、平成 10 年。
- [12]佐藤進『地方財政・税制論[二訂版]』税務経理協会、昭和 52 年。
- [13]佐藤進『地方財政総論[改訂版]』税務経理協会、平成 5 年。
- [14]神野直彦「分権改革のネクスト・ステージ」『地方税』第 57 巻第 2 号、地方財務協会、平成 18 年。
- [15]首藤重幸「不均一課税・超過課税の法的課題」『地方税の法的課題(日税研論集第 46 号)』日本税務研究センター、平成 13 年。
- [16]地方税財政制度研究会編『固定資産税の理論と実際』ぎょうせい、昭和 62 年。
- [17]橋本徹『現代の地方財政』東洋経済新報社、昭和 63 年。
- [18]丸山高満『日本地方税制史』ぎょうせい、昭和 60 年。
- [19]宮本憲一『財政改革』岩波書店、昭和 52 年。
- [20]米原淳七郎『土地と税制』有斐閣、平成 7 年。
- [21]『地方税に関する参考計数資料』
- [22]『地方財政要覧』
- [23]『地方税関係資料ハンドブック』

(表1)

全国における法人県民税・法人事業税の超過課税の実施状況(神奈川県調べ)

実施目的及び実施事業年度

平成18年5月31日現在

都道府県	法人県民税		法人事業税	
	実施目的	実施事業年度	実施目的	実施事業年度
北海道	教育施設の整備充実	51. 8.1~23. 7.31		
青森	社会福祉施策の充実	51. 4.1~23. 3.31		
岩手	岩手県総合計画における産業振興施策の推進	52. 2.1~23. 1.31		
宮城	少子・高齢化社会における保健・福祉施策の充実を図るため	51. 5.1~23. 4.30		
秋田	社会福祉施設等の整備充実	51. 4.1~23. 3.31		
山形	県民生活関連福祉施設等の整備拡充	52. 2.1~19. 1.31		
福島	商工業の振興等の推進等	57. 2.1~19. 1.31		
茨城	教育・文化・福祉・産業等の重要施策の推進	51. 2.1~23. 1.31		
栃木	教育環境の整備、少子・高齢社会における施策の充実	51. 5.1~23. 4.30		
群馬	少子高齢化社会における群馬県独自の施策展開	51. 5.1~23. 4.30		
埼玉	福祉・医療・産業・都市基盤、施設等の整備	51. 2.1~23. 1.31		
千葉	福祉・医療施設、防災・都市環境の整備	50.11.1~22.10.31		
東京	大都市特有の財政需要、地方財源の確保	50.10.1~22. 9.30	都市的財政需要	49.4.1~(当分の間)
神奈川	地震防災対策の強化・地域経済の活性化	50.11.1~22.10.31	地震防災対策の強化・地域経済の活性化	53. 2. 1~22.10.31
新潟	教育・文化・スポーツの振興	50. 8.1~22. 7.31		
富山	社会福祉施設の充実、教育文化スポーツの振興	50.12.1~22.11.30		
石川	交通ネットワーク、産業の振興、高度情報化の推進等	51. 2.1~23. 1.31		
福井	社会福祉施設等の整備、中小企業の振興	51. 5.1~23. 4.30		
山梨	社会福祉の充実、教育文化の振興	51. 4.1~23. 3.31		
長野	中小企業の振興、産業基盤の整備	50.11.1~18.10.31		
岐阜	社会福祉施設、教育施設の整備	51. 2.1~23. 1.31		
静岡	(交通事故防止対策等 51. 2.1~61. 1.31 の期間終了後延長しないで凍結)		交通基盤の整備	54. 4. 1~21. 3.31
愛知	社会福祉施設等の整備維持	50. 9.1~22. 8.31	防災事業の推進	52. 2. 1~22. 1.31
三重	福祉施設の整備、中小企業対策の推進等	51. 1.1~22.12.31		
滋賀	交通・情報基盤の整備、新規成長産業の育成等	51. 2.1~23. 1.31		
京都	産業の振興、社会基盤の整備	51. 4.1~23. 3.31	産業の振興、社会基盤の整備	56. 1. 1~22.12.31
大阪	大都市圏特有の財政需要	51.11.1~20.10.31	大都市圏特有の財政需要	50.11.15~20.10.31
兵庫	勤労者の文化活動の促進・県民交流広場事業の展開等	49.10.1~21. 9.30	「ひょうご経済・雇用再生加速プログラム」の具体化	51. 3.12~23. 3.11
奈良	社会福祉の増進又は医療の向上	51. 4.1~23. 3.31		
和歌山	社会施設充実のため	51. 4.1~23. 3.31		
鳥取	中小企業対策	52. 4.1~19. 3.31		
島根	中小商工業の振興、福祉・医療施設等の整備	52. 4.1~19. 3.31		
岡山	産業基盤の充実、新産業・新技術の創出等	51. 4.1~23. 3.31		
広島	大規模社会福祉施設等の整備	50. 4.1~22. 3.31		
山口	社会福祉施設、教育・文化・スポーツ施設の整備充実	51. 2.1~23. 1.31		
徳島	交通ネットワークの整備、産業活性化、地震防災対策	51. 4.1~23. 3.31		
香川	県の施策の推進	51. 4.1~23. 3.31		
愛媛	保健医療及び社会福祉の充実	50. 4.1~19. 3.31		
高知	教育・文化の振興	51. 9.1~19. 8.31		
福岡	社会福祉の充実と教育の振興	51. 2.1~19. 1.31		
佐賀	福祉・医療施設の充実及び教育文化の振興	52. 4.1~19. 3.31		
長崎	総合交通体系及び都市基盤の整備充実	60. 1.1~19.12.31		
熊本	少子・高齢化対策の充実、高度情報化の推進、中小企業の振興	51.10.1~23. 9.30		
大分	教育・医療・福祉の充実、産業の活性化	51. 4.1~23. 3.31		
宮崎	社会福祉施設・教育文化施設の整備	51. 2.1~23. 1.31		
鹿児島	高齢者福祉の充実等	51. 4.1~23. 3.31		
沖縄	観光の振興、社会福祉の充実、中小企業育成	7. 6.1~22. 5.31		
合計	実施 46都道府県 凍結 1県(静岡県)		実施 7都道府県	

備考 法人県民税については、法人税割に係るものを記載した。

超過税率及び不均一課税の基準額

[法人県民税]

平成18年5月31日現在

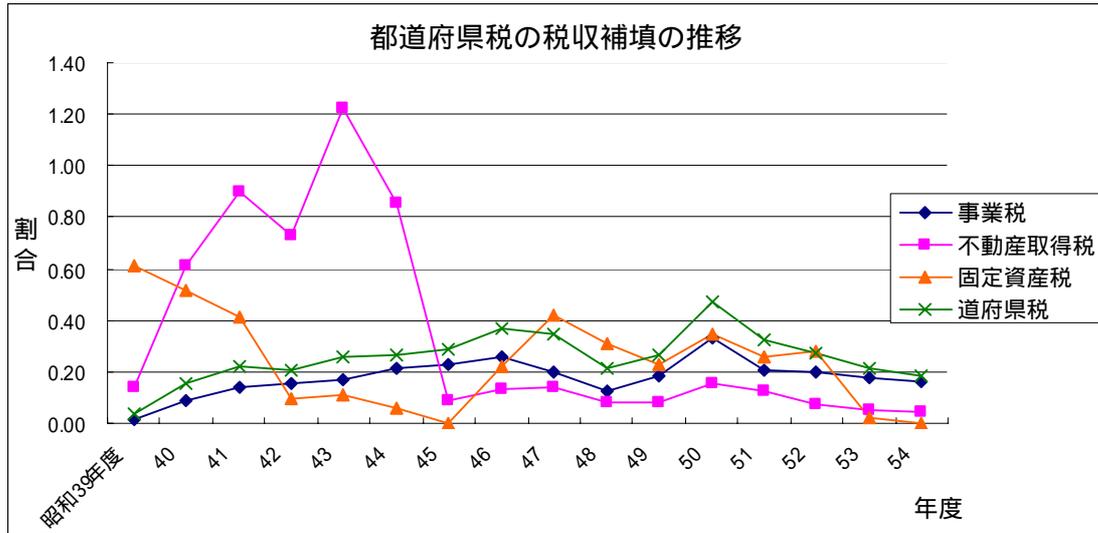
道府県名	超過税率	不均一課税の基準額	道府県名	超過税率	不均一課税の基準額
北海道	5.8%	法人税額年 1,000万円以下	滋賀	5.8%	法人税額年 5,000万円以下
青森	"	"	京都	"	法人税額年 1,600万円以下
岩手	"	"	大阪	6.0%	法人税額年 2,000万円以下
宮城	"	"	兵庫	5.8%	法人税額年 1,500万円以下
秋田	"	"	奈良	"	法人税額年 1,000万円以下
山形	"	"	和歌山	"	"
福島	"	"	鳥取	"	"
茨城	"	"	島根	"	"
栃木	"	"	岡山	"	法人税額年 1,500万円以下
群馬	"	"	広島	"	法人税額年 1,000万円以下
埼玉	"	"	山口	"	"
千葉	"	"	徳島	"	"
東京	6.0%	"	香川	"	"
神奈川	5.8%	法人税額年 4,000万円以下	愛媛	"	"
新潟	"	法人税額年 1,000万円以下	高知	"	法人税額年 400万円以下
富山	"	"	福岡	"	法人税額年 1,000万円以下
石川	"	"	佐賀	"	"
福井	"	"	長崎	"	"
山梨	"	(従業員数300人以下)	熊本	"	"
長野	"	法人税額年 1,000万円以下	大分	"	"
岐阜	"	"	宮崎	"	"
静岡	凍結(51.2.1から61.1.31まで実施)	"	鹿児島	"	"
愛知	5.8%	法人税額年 1,500万円以下	沖縄	"	"
三重	"	法人税額年 1,000万円以下	計		実施 46団体
超過税率	5.8% 44団体 6.0% 2団体	不均一課税の基準額	400万円以下 1団体 1,000 " 37団体 1,500 " 3団体 1,600 " 1団体	2,000万円以下 1団体 4,000 " 1団体 5,000 " 1団体 他の基準 1団体	

備考 法人税割に係るものについて記載した。

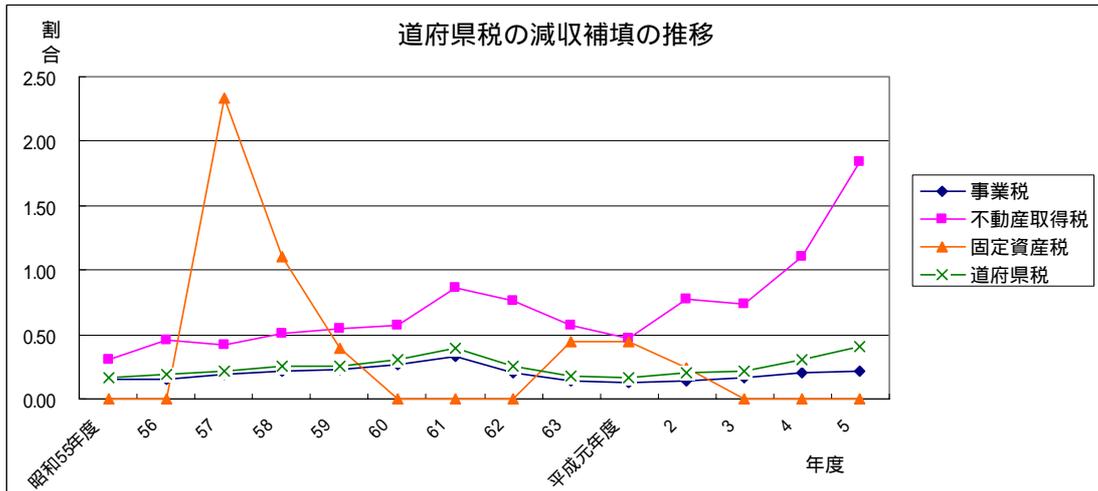
[法人事業税]

道府県名	超過税率	不均一課税の基準額	道府県名	超過税率	不均一課税の基準額
東京	5%増し	所得年 2,500万円以下	京都	5%増し	所得年 4,000万円以下
神奈川	"	所得年 1億5,000万円以下	大阪	"	所得年 5,000万円以下
静岡	"	所得年 3,000万円以下	兵庫	"	所得年 5,000万円以下
愛知	3%増し	所得年 5,000万円以下	計		実施 7団体
超過税率	3%増し 1団体 5%増し 6団体	不均一課税の基準額	2,500万円以下 1団体 3,000 " 1団体 4,000 " 1団体 5,000 " 3団体 1億5,000 " 1団体		

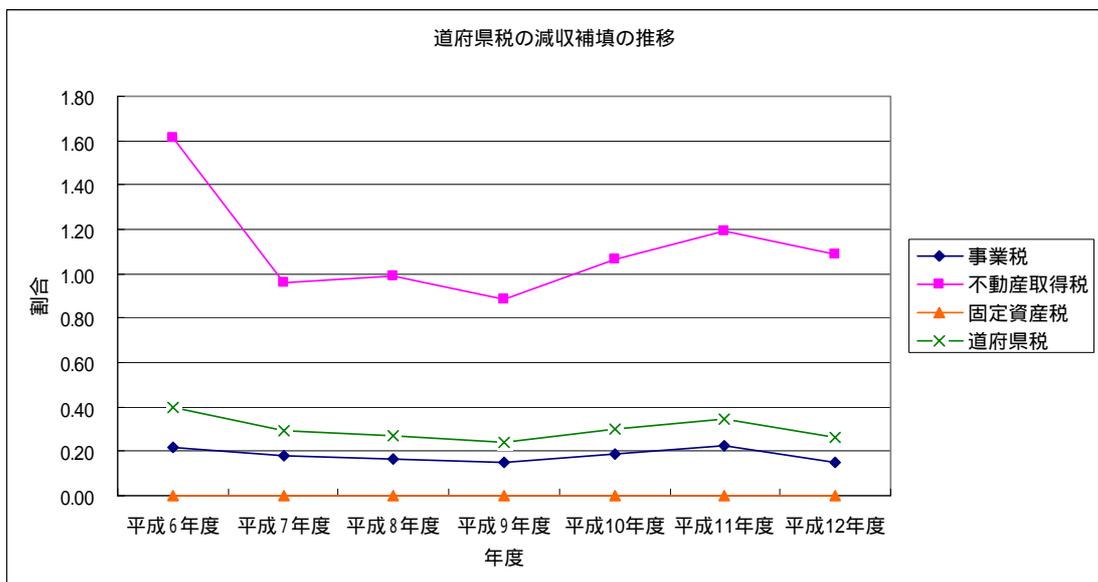
(図 1)



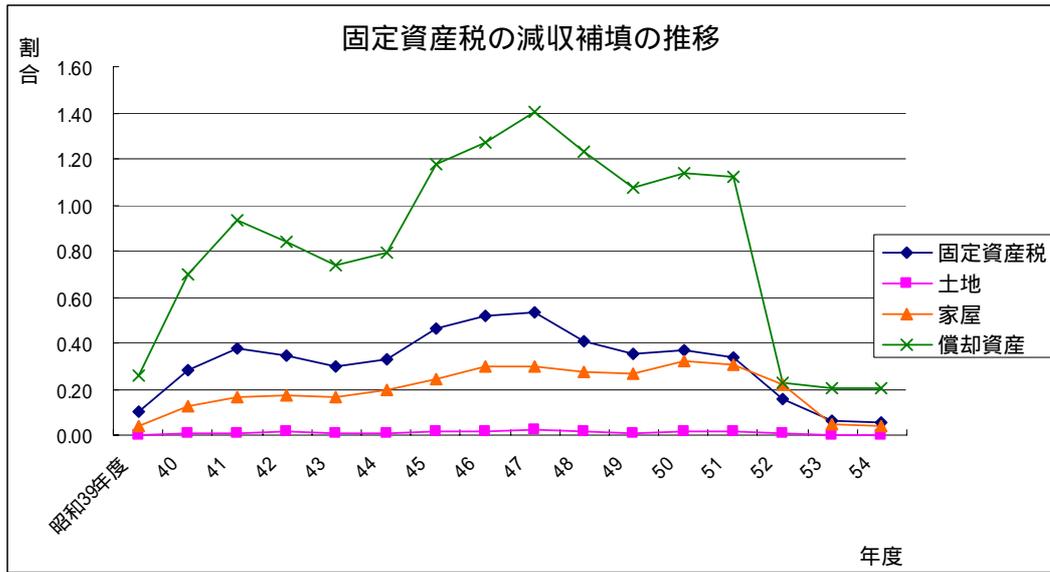
(図 2)



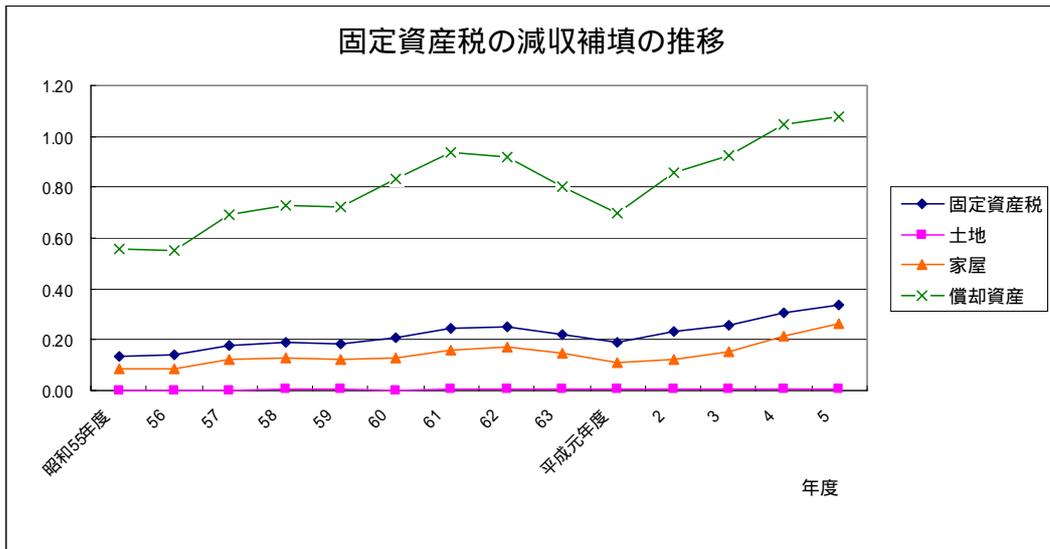
(図 3)



(図 4)



(図 5)



(図 6)

